

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 従業員に対する報奨金

**Q** : 当社では、会社の営業成績向上策として報奨金制度を設けようと思っています。この報奨金に対する税務の取扱いはどのようになりますか？

**A** : 従業員に対する報奨金は、原則として給与として取り扱われます。

### 【解説】

会社が、販売成績を伸ばすため、従業員各人に販売目標を設定させ、これを達成した従業員について報奨金を出すといったことはよく行われていますが、こうした報奨金は、雇用契約に基づく労務の対価として成績優秀者に支給されるものですから、給与として取り扱われることとなっています。

また、報奨金の代わりに旅行に招待するという場合もありますが、この場合であっても、労務の対価として旅行に招待するわけですから、同様に給与として取り扱われます。

なお、会社によっては、営業所単位で目標額を設定して、営業所がその目標額を達成したときは、その営業所に報奨金を出すというケースもあります。

このような場合には、その営業所がその報奨金を費用化したときに、その内容に応じた取扱いがなされます。たとえば、次のような場合には、次のような取扱いになります。

- ① 営業所の従業員間で分配したとき  
給与
- ② 営業所全員参加の慰安旅行や会食の費用として支出したとき  
福利厚生費

